

公益財団法人エイブル文化振興財団

2024 年度奨学生募集要項

公益財団法人エイブル文化振興財団は、グローバルに活躍する夢をもち、学業優秀、品行方正でありながら経済的にも支援が必要な若者を援助することを目的に奨学生の募集を行います。

1 奨学金の内容

- (1) 支給額：年間 40 万円
 - ・当財団からの奨学金は、返済の必要はありません
 - ・他の奨学金（貸与、給付）との併給も可能です
 - ・原則として、1 年間の支給となります。ただし卒業した場合は 4 月から卒業までの月数に応じた支給となります（奨学金を受けた次年度以降の再応募も可能です）
- (2) 支給方法：9 月に 40 万円を本人名義の金融機関口座へ振り込みます

2 応募について

- (1) 応募資格：
以下の各コース項目及び共通項目にいずれも該当すると認められる者
(募集は A・B のコースごとに行います。応募できるのはどちらかひとつのコースです)

[各コース項目]

A コース： 本人と生計維持者の住民税所得割が非課税の学生で学業優秀な者

B コース： 学業優秀な者

[共通項目]

- ・学業優秀、品行方正であり、かつ経済的な支援を必要とすること
- ・将来、グローバルに活躍する夢を持つ学生であること
- ・2024 年 4 月時点で在学し、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の大学キャンパスに通学している者（通信制大学は、本人の住民票が東京都、神奈川県、愛知県、大阪府にある者）
- ・支給期間中、当財団が定めるレポートなどを期日までに提出できる者
- ・支給期間中、当財団の行事に積極的に参加できる者

※ 学校教育法に定める大学の学生を対象とします。短期大学、夜間、通信制大学を含み、大学校、大学院は含みません。対象となる学校かどうか不明な場合には、学校にお問い合わせください

- (2) 募集人員：40 名程度（A コース・B コース 各 20 名程度）

(3) 応募方法：応募者は下記の要領で応募してください。

財団のホームページ (<https://www.ablefoundation.or.jp>) の「応募フォーム」に必要事項を入力し、送信の後にメールで送られてくる受付番号を確認してください。

下記の応募書類に受付番号を記入し、原本を一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかで当財団宛、郵送してください。なお、開封できない書類については、そのまま受付期間内に郵送してください。

【応募書類】

ア～オおよびクは当財団指定様式となりますので、当財団ホームページおよび応募フォーム送信後に当財団から送られてくるメールに記載してある URL から各様式のファイルをダウンロードし、作成してください。その他の書類は原本を提出してください。

ア 書類送付書

イ 願書（写真添付）

ウ 応募理由書

エ 小論文（自筆、800 字程度）

オ 推薦書（推薦者の署名があり公印が押されているもの）*1

カ 在学証明書（2024 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）

キ 成績証明書（取得単位数が記載されているもの）*2

ク 取得単位一覧表*3

ケ 【A コース】本人と生計維持者の住民票の写し（3 カ月以内に発行された、マイナンバーの記載がなく、続柄の記載があり世帯全員がわかるもの）*4

【B コース】本人の住民票の写し（3 カ月以内に発行された、マイナンバーの記載がないもの）

コ 【A コースのみ】本人と生計維持者の令和 5 年度課税（所得）証明書（都道府県民税と市区町村税それぞれの所得割と均等割の記載があるもの）*5

*1 推薦理由は原則として応募者を直接指導する教授・准教授・講師等又は高校の担任教諭等が記載してください。また、「応募者との関係」欄には推薦者と当該学生との関係を記載してください。

2024 年 4 月に大学に入学または編入学した方は、出身校の推薦書も受け付けます。推薦書は当財団指定様式となります。当財団のホームページよりダウンロードしてください

*2 2024 年 4 月に大学に入学または編入学した方は、直前に在籍していた学校の成績証明書を提出してください。成績証明書に単位の記載がない場合は、学校が発行する「単位修得証明書」を追加して提出してください

*3 応募には、当財団指定の「取得単位一覧表」の提出が必要です。GPA 証明書や成績証明書に記載の GPA で代用することはできません。様式は、当財団のホームページよりダウンロードしてください

*4 「生計維持者」は、原則父母、配偶者となります。ご両親や配偶者と異なる自治体に住民票がある方や、世帯を分けている方は、双方の住民票の写しが必要です

- *5 令和5年度課税証明書とは、その前年である令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得に基づくものを想定しています。発行する自治体により、証明書の名称が異なる場合がありますが、必ず該当する期間の所得に対する課税証明書を取得してください。また、「生計維持者」は、原則父母、配偶者となります。収入の有無や同居、別居の別にかかわらず、課税証明書が必要です。源泉徴収票や確定申告書のコピーで代用することはできません

(4) 応募受付期間

- ・応募フォーム受付：2024年4月1日10:00～5月10日17:00
 - ・応募書類受付：2024年4月1日～5月20日（本財団必着）
- ※ 応募書類の送付は、郵送に限ります（直接のお持ち込みは受け付けません）

(5) 送付先：〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 AKASAKA K-TOWER 8F

公益財団法人エイブル文化振興財団 事務局

- ※ 封筒の表には「奨学生募集書類在中」と明記してください
- ※ 封筒には応募者の「住所」「氏名」「受付番号」を記入してください
- ※ 書類の不足があった場合は、原則、選考の対象といたしません
- ※ 二重応募は選考の対象といたしません
- ※ お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください
- ※ 書類到着のお問い合わせには対応しておりません

3 選考・採用について

(1) 選考：当財団の奨学生選考委員会により選考を行います。

審査の結果（採否）は、8月末までにメールで本人に通知します。

なお、採用者については、在籍大学へも連絡いたします。

(2) 奨学金の休止、停止：

下記の事由が生じた際は、奨学金の給付を停止または返還を求めることがあります。

- ・在学校の学籍を失ったとき
- ・休学、留年、学校の単位に含まれない留学の場合
- ・提出書類に虚偽記載がある場合
- ・傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
- ・学業成績または素行が不良となったとき
- ・奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ・前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- ・反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

4 その他

(1) 当財団の奨学生への応募の際に提出していただく個人情報については、奨学生の

選考以外には一切使用いたしません。

- (2) 当財団の奨学金給付は卒業後の進路等について一切の制約を課すものではありません。
 - (3) 選考の過程で面接をする場合があります。
 - (4) 採用決定後、所在等連絡先の変更、休学等の異動があった場合には、速やかに当財団に届け出てください。
- 5 問い合わせ先：当財団に関連するお問い合わせについては、ホームページの「お問い合わせ」に記入し送信してください。